

【概要】

令和4年10月6日(木)公布、令和4年12月6日(火)施行の改正通達(包括許可取扱要領)において、適切な輸出管理を実施しつつ、輸出者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物(重水素・重水素化合物)につき、包括許可の適用範囲等の見直しを行いました。

今後は、一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を使用し、重水素・重水素化合物を輸出した全ての者は、半年ごと※に、実績報告書をカタログ又は仕様書等の技術資料とともに、メールにてご提出いただくこととなりますので、ご注意いただけますようお願い申し上げます。

※一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可を受けた者であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物を輸出した者は、1月から6月までの実績報告を7月末までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。【包括許可取扱要領より抜粋】

【改正内容】

□[改正概要](#)

【包括許可を使用した輸出者の方が提出する報告書等について】

□[特別一般包括輸出・役務\(使用に係るプログラム\)取引許可に係る実績報告書\(様式第23\)](#)

※カタログ又は仕様書等の技術資料については、上記の様式中注(6)をご参照ください。

□上記実績報告書の提出先

<メールアドレス>bzl-amposhinsa-team1@meti.go.jp

<宛先>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課1班